

アメリカの大学・学位制度

1. 高等教育プログラムを提供する機関の概要	235
2. 大学と学位授与権	237
2.1 大学と学位授与権の関係	237
2.2 設置形態と設置認可	240
2.3 自律性（大学の自治）	241
2.4 「大学」名称の規制	243
2.5 第3段階の教育機関（研究機関も含む）と学位授与権	244
3. 学位と学位授与	245
3.1 学位の定義と種類	245
3.2 学位授与権の認可	247
3.3 学位課程における学位授与	247
3.4 ジョイント・ディグリー，ダブル・ディグリーの学位授与権	248
3.5 「学位」名称の規制	250
3.6 学位の質保証	250
3.7 学位と職業資格との関係	255
3.8 学位制度の新動向	256
参考文献	257
資料	259

アメリカの大学・学位制度

溝上智恵子・森 利枝

1. 高等教育プログラムを提供する機関の概要

高等教育に限らず、アメリカの教育を管轄する権利はアメリカ合衆国憲法によって州に留保されている（合衆国憲法修正10条）¹。したがって高等教育機関の設立や認可の方法は州により大きく異なっている。しかし、就学年限や課程等に大きな違いはみられない。一般的に学位授与権を有する機関が、いわゆる「大学」として位置づけられるが、同時にアクレディテーション団体から適格認定されていない機関は、自ら「大学」を名乗り、学位を授与していても、社会的には「大学」としては認知されていない。

さらに、近年、アメリカでは「高等教育 (higher education)」よりも、「中等後教育 (post secondary education)」として、成人教育も含める形で論じられる傾向にある。高等教育機関には、ユニバーシティ (university)、カレッジ (college) やコミュニティ・カレッジ (community college) が含まれる。

これら高等教育機関は、設置者別にみると、州や地方自治体が運営する公立機関（州立大学やコミュニティ・カレッジなど）、非営利組織が運営する私立機関、営利組織が運営する私立機関、および連邦政府が運営する国立機関（例えば陸軍士官学校〈United States Military Academy at WestPoint²〉など）に大別できる。

また、アメリカ教育統計局 (National Center for Education Statistics : NCES) は、教育課程の示す特徴を基に、学位を授与している高等教育機関を以下のような大分類を以て大別している。

- ① 15以上の分野で年間50人以上の博士を授与する多角型博士授与大学
- ② 3以上の分野で年間10人以上、もしくは全体で20人以上の博士を授与する集約型博士授与大学
- ③ 学士課程に加えて、年間20人以上の修士を授与する修士授与大学
- ④ 学士課程教育に主眼をおく学士授与大学
- ⑤ 医学、ビジネス、芸術、神学や工学などの単一分野で四年制教育を実施する専門大学（NCESの統計には主として準学士を授与する機関も含まれている）
- ⑥ 二年制大学

この分類の基になったのが、カーネギー教育振興財団による大学分類、いわゆるカーネギー分類 (Carnegie Classification) である。カーネギー分類では、学位授与機関を、博士・修士・学士および第一専門学位の4つの学位授与を指標として分類している。

¹ アメリカ合衆国憲法の和訳は、在日アメリカ大使館によるものを参照した。合衆国憲法修正第10条は以下のとおりである。「合衆国憲法修正第10条：本憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されなかった権限は、それぞれの州または人民に留保される。」<http://tokyo.usembassy.gov/j/amc/tamcj-071.html>, 2009/09/23 アクセス

² アメリカ陸軍士官学校のアカデミック・プログラムは、中部地区基準協会のアクレディテーションを受け、Bachelor of Science の学位を授与している。<http://www.dean.usma.edu/>, 2009/12/13 アクセス

なお、上記のアメリカ教育統計局による大学機関数は、表1「高等教育機関数」が示すとおり、2006年秋現在で4,301校、このうち二年制の機関が1,676校である。全体の6割程度を私立機関が占めている³。また、直近の統計によれば、2006年度一年間に授与された学位の数は表2に示すとおりである⁴。

高等教育機関に在籍する学生数の推移は、図1「学生数の推移(1869～2007年)」に示すとおり、第2次世界大戦後に飛躍的な拡大をみせた。この背景には、州立大学の量的拡大による高等教育へのアクセスの向上に伴う学生数の大幅な増加や、1944年に成立した復員兵救護法(Servicemen's Readjustment Act of 1944: GI Bill)によるベトナム戦争帰還兵の、社会復帰の手段としての大学への受け入れの影響が指摘できる。その後70年代に学生数の伸長には一時的な停滞が見られるものの、現在にいたるまで、学生数は継続的な増加傾向を示しており、かつ圧倒的に公立大学在籍者数が多いことが特徴である。

同じアメリカ教育統計局の2007年度の統計では、高等教育機関に在籍するフルタイムの学生数は11,269,892人であった。この全学生数を修業年限および設置形態別にブレイクダウンした結果が表3「高等教育学生数：修業年限別・設置形態別(2007年度)」である⁵。表1に示したように機関数では全体の約6割を私立機関が占めているが、表3からは在籍学生数の面では全学生の約76%が公立の機関に在籍していることが知れる。

表1 高等教育機関数

種類	計	国・公立	私立
	4,301	1,686	2,615
多角型博士授与大学 (Doctoral, extensive)	151	102	49
集約型博士授与大学 (Doctoral, intensive)	107	63	44
修士授与大学 (Master's)	637	274	363
学士授与大学 (Baccalaureate)	629	105	524
専門大学 (Specialized institutions)	1,101	99	1,002
二年制大学 (2-year)	1,676	1,043	633

出典：Digest of Education Statistics, 2008

表2 学位授与数：種類別(2006年度)(件)

授与数	準学士	学士	修士	第一専門職学位	博士
	728,114	1,524,092	604,607	45,007	60,616

出典：Digest of Education Statistics, 2008

表3 高等教育学生数：修業年限別・設置形態別(2007年度)(人)

修業年限 設置形態	四年制			二年制		
	国公立	非営利私立	営利私立	国公立	非営利私立	営利私立
学生数	5,244,841	2,643,207	689,251	2,442,140	21,295	229,158
小計	8,577,299			2,692,593		
計	11,269,892					

出典：Digest of Education Statistics, 2008

³ "Table 234. Number of degree-granting institutions and enrollment in these institutions, by size, type, and control of institution: Fall 2006," National Center of Education Statistics, *Digest of Education Statistics*, 2008.
http://nces.ed.gov/programs/digest/d08/tables/dt08_234.asp, 2009/12/10 アクセス

⁴ Tables 234, 271, 272, 273 and 280, *op.cit.*

⁵ Table 192., *op.cit.*

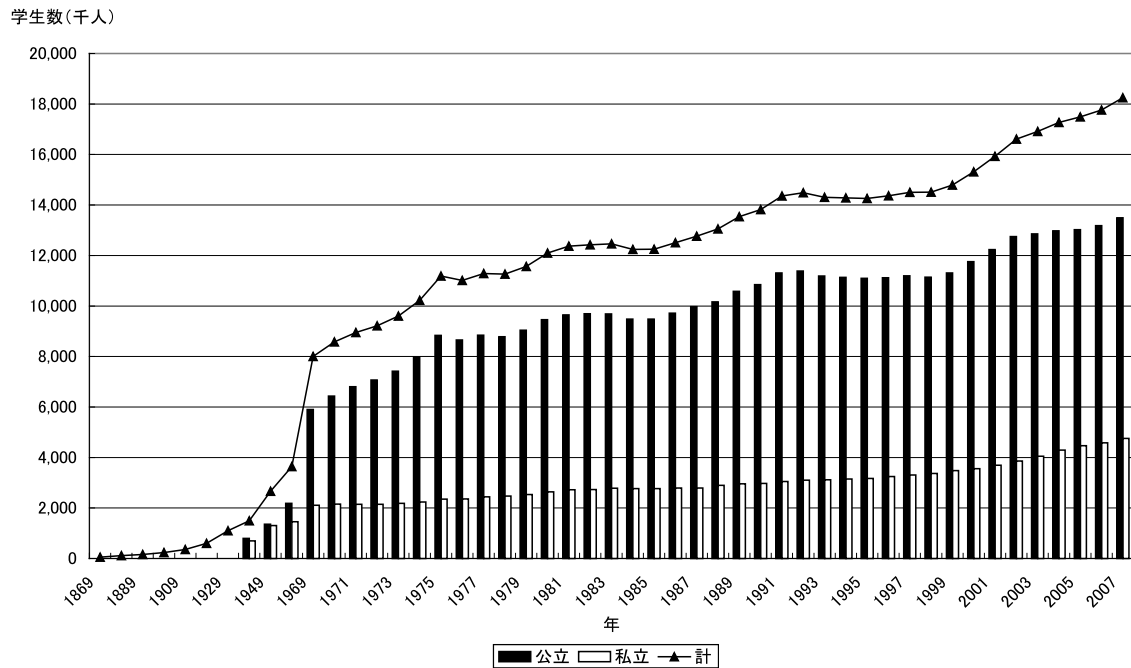


図1 学生数の推移 (1869～2007年)

2. 大学と学位授与権

2.1 大学と学位授与権の関係

2.1.1 大学の定義・目的

アメリカにおいてはどのような「大学」の学生が連邦政府の奨学金プログラムに参加できるかに関する定めがある一方、どのような機関を「大学」であるかを規定する連邦レベルの定めはない。一般に言って学位授与権を有することが、社会通念上いわゆる「大学」として存在することの条件とされていると考えることができる。

個別の高等教育機関は当然それぞれにミッション・ステートメントとして機関の目的を明示している。また、州立大学の中には州が目的を定めているケースもある。たとえばノースカロライナ州では「ノースカロライナ大学の目的は、個人や社会に必要な知識を発見し、創造し、伝承し、そして応用することである。」(ノースカロライナ州法 North Carolina General Statutes : GS Chapter 116-1) と定めている。

2.1.2 学位授与権を有する高等教育機関の定義・目的

前述のように、アメリカの教育制度は州により違うため、大学の定義も第一義的には州によって定められる。しかし、トルーマン大統領が1946年に招集したいわゆる「トルーマン委員会」が、翌年には連邦としての高等教育支出の小ささを問題視する報告書を提出し、その影響もあって1950年には全米科学財団が創設されていることや (Thelin, 2004), リンドン・ジョンソン大統領時代の1965年11月に高等教育法 (Higher Education Act of 1965) が成立していることにも見られるように、連邦にも高等教育に関連した行為があり、そのために連邦レベルにも大学に関する定めがある。

この連邦高等教育法は、高等教育のうち連邦が関与する局面に限定して定めるものであるということが出来る。具体的には学生および機関に対する公財政支出や機会均等が、連邦教育法で中

心的に規定している側面である。実際、連邦奨学金の受給資格に関わる規程（第4編：title IV）に先立ち、高等教育機関（institution of higher education）について、一義的には以下の要件すべてを満たすものとして定義されている。以下は、1965年高等教育法の1998年修正における第1編（title I）の定義である⁶。

Sec.101 (a)

- (1) 通常の学生として中等教育を提供する学校の卒業資格ないしそのような証明書と同等と見なされる資格を有する者のみを受け入れる。
- (2) 中等教育より上位の教育を提供することを州内で法的に認可されている。
- (3) 学士の学位を授与するための教育プログラムを提供するか、学士の学位を取得する際に減算なく算入される単位を提供する2年以上のプログラムを提供する。
- (4) 公立あるいは非営利の私立である。
- (5) 全国的に認可されたア krediteーション団体によって適格認定を受けているか、あるいはそのようなア krediteーション団体によって適格認定の前段階にあることを認定されている。適格認定の前段階にあることに関しては、教育省長官の認可のもとに、相応の期間内にア krediteーション基準を満たすことを保証する団体によって適格認定の前段階にあると認められることを含む。

ここでは(3)として、「学士の学位を授与するための教育プログラムを提供するか、学士の学位を取得する際に減算なく算入される単位を提供する2年以上のプログラムを提供する」機関に在学することを高等教育法による奨学金の受給資格に定めていることに注意が必要である。つまり、具体的には準学士等のみを授与する機関であっても高等教育機関として補助の対象としている。

さらに、(5)にみられるように、奨学金受給資格に「ア krediteーション団体による適格認定」を受けた教育機関であることをあげるなど、本来、教育面では限定的な権限しか有していない連邦政府でもあるにもかかわらず、その助成金支給対象要件として定められた規程により、現実的には「大学」を定義してしまうという機能を有している面もある。

ちなみに同法は2008年8月に高等教育機会法（Higher Education Opportunity Act）を以て修正され、2010年7月から施行されることになっている⁷。

この高等教育機会法によって、まずSec.101 (a) (1) は次のように修正され、奨学金対象者の範囲を拡大するが、高等教育機関そのものの定義には影響しない。

Sec.101 (a) (1) 通常の学生として中等教育を提供する学校の卒業資格か、そのような証明書と同等と見なされる資格を有する者、ないし484条(d)(3)の要件に合致する者のみを受け入れる。(下線は筆者)

⁶ “1998 Amendments to the Higher Education Act of 1965, Public Law 105-244”, <http://www.ed.gov/policy/highered/leg/hea98/sec101.html>, 2009/09/21 アクセス

⁷ “Higher Education Opportunity Act, Public Law 110-315” http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_public_laws&docid=f:publ315.110.pdf, 2009/09/21 アクセス

ここで新たに追加された「484条(d)(3)の要件に合致する者」とは、ホームスクーリング修了者のことである。

さらに、Sec.101(a)(3)も次のように修正され、連邦教育省の関与がより明確化する方向にある。

Sec.101(a)(3) 学士の学位を授与するための教育プログラムを提供するか、学士の学位を取得する際に減算なく算入される単位を提供する2年以上のプログラムを提供する、ないしはアメリカ合衆国教育省長官が評価認証 (review and approval) した大学院もしくは専門職大学院の学位課程に進学できる学位を授与する。(下線は筆者)

なお高等教育法では、上記の他に、連邦奨学金受給資格の発生する高等教育機関として、営利大学と、アメリカに本拠地を置く在外の高等教育機関を認可することについても定めている。

また高等教育機関を直接管轄する各州の規定には以下のようなものがある。

■フロリダ州

カレッジ (College) あるいはユニバーシティ (University) は、15単位以上のジェネラル・エデュケーションの履修を要件とする準学士の学位ないしそれ以上の学位に繋がる相当量の完結したプログラムを提供する中等後教育の組織あるいは大学の単位に繋がる教育を行う中等後教育の組織を指す。カレッジおよびユニバーシティには州内で認可された大学の単位を発行する私立の教育機関および州内に存在する大学レベルの単位を発行する州外の機関のセンターないしブランチ・キャンパスを含む。

■マサチューセッツ州

ジュニアカレッジ (Junior college) は、準学士にいたるプログラムを開設しなければならない。四年制カレッジ (Four-year college)、シニアカレッジ (Senior college)、ユニバーシティ (University) に単位移籍できるプログラムを開設できる。

シニアカレッジは、学士にいたる広範なプログラムを開設しなければならない。また修士にいたるプログラムを開設できる。

ユニバーシティは、上記のシニアカレッジ (Senior college) の要件に加え、二つ以上の職業分野での大学院プログラムを提供しなければならない。また、2分野以上で博士につながるプログラムを開設しなければならない (Code of Massachusetts, 610)。

■ニューヨーク州⁸

ユニバーシティ (University) は、学士レベルと大学院レベルの、公認された自由学芸科学のカリキュラムを提供する高等教育機関であり、二つ以上の職業分野での学位を授与する。また三つ以上の学問分野での博士の学位を授与する。

カレッジ (College) は、州の委員会の認証を受けて学位を授与する高等教育機関である。

ジュニアカレッジ (Junior college or two-year college) は、州の委員会の認証を受けて、通常準学士に繋がる、学士レベル以下のカリキュラムを提供する高等教育機関である。

⁸ Regulations of the Commissioner of Education, New York, 50.1 (k)I(m)

■ オハイオ州⁹

ユニバーシティ (University) とは、学士の学位を授与するのに 8 セメスターないし 12 クォーター以上を要し、アーツ & サイエンス (Arts and Science) のほかに 3 種類以上の職業分野での学士の学位を授与する課程、同時に修士の学位を授与するのに 2 セメスターないし 3 クォーター以上を要する課程、同時に博士の学位を授与するのに 4 セメスターないし 6 クォーター以上を要する課程、同時に大学院レベルの職業学位 (graduate professional degree) を授与するのに 4 セメスターないし 6 クォーター以上を要する課程である。

カレッジ (College) とは、学士の学位を授与するのに 8 セメスターないし 12 クォーター以上を要し、アーツ & サイエンスのほかに 2 種類以内の職業分野での学士の学位を授与する課程である。

■ ペンシルバニア州¹⁰

ユニバーシティ (University) とは、複雑な構造 (complex structure) と多様な教育機能を有する、多部署からなる機関であり、以下の要件をすべて満たす。

- (1) 学士課程のアーツ & サイエンス (Arts & Science) プログラム + 博士課程のアーツ & サイエンスプログラムおよび相当数の専門分野における上級学位プログラム + 大学院課程における五つ以上の専門職プログラムを提供すること
- (2) 学士課程・大学院課程ともに広範なアーツ & サイエンスの文化的基盤に立脚していること
- (3) 文化施設を提供し、コミュニティがそれを利用する機会を与えること

カレッジ (College) とは、州の認可を受けて 2 年、4 年もしくは 5 年の中等後教育を行う機関であり、準学士、学士、第一専門職学位を授与する。

ジュニアカレッジ (Junior college) とは、準学士につながる 2 年間の中等後教育を行う機関で、特に州の認可を受けて学士につながるプログラムを提供することもできる。

コミュニティ・カレッジ (Community college) とは、サーティフィケートあるいは準学士に繋がる 2 年間の中等後教育を行うカレッジまたはテクニカル・カレッジであり、特に州の認可を受けて学士につながるプログラムを提供することもできる。

上記の例に見られるように、州による高等教育機関の定義、特にユニバーシティ (University)、カレッジ (College)、シニアカレッジ (Senior college)、ジュニアカレッジ (Junior college)、コミュニティ・カレッジ (Community college) などの多様性は、授与することのできる学位の種類によって規定されていると解釈できるケースが多い。学位の授与に関しては、わが国と同様に州による認可を受ける必要があるというのが原則である。ただし、設立年や地域ア krediteーション団体との関係によってこれらの州による認可の免除措置がとられている場合もある。

2.2 設置形態と設置認可

大学・高等教育機関については、州、法人が中心的な設置者である。ただし、軍の人材を養成するための学校等もア krediteーションを受けて通常の高等教育機関と同様の高等教育機関としてのステイタスを得ることができる。これらの軍の人材養成機関の設置者は連邦である。

また、営利法人立の機関もある。この営利法人立の機関の設置認可に関する特別な措置をめ

⁹ Ohio Board of Regents, Rule3333-1-08

¹⁰ Pennsylvania Code § 31.2

ぐっては、州によっては営利法人立の大学に非営利の私立大学よりも慎重な監督が行われることが定められている。例えば、アメリカ50州のうちロード・アイランド州のみが営利大学の設置を原則として禁止している（ロード・アイランド州法 § 16-40-2）。

ごく例外的なケースとして、インディアナ州には非営利の私立大学の設置を総合的に規制する仕組みが存在しない。州内の私立大学が自発的に形成している協会（Independent Colleges of Indiana：ICI）は存在するが、この協会には機関の設置認可や適格認定といった正統化の機能はない。州内の非営利の私立大学の正統性は第一義的に機関アクレディテーション（後に詳述）によって担保されている。なおインディアナ州内の営利法人立の大学は州の機関である Commission on Proprietary Education を通じて州の認可を受けなければならないことになっている。

また、アメリカでもっとも大学・高等教育機関の設置認可が容易な州の一つであるとされているハワイ州では私立大学を開設する場合、通商・消費問題省のビジネス登録局（Business Registration Office）で、法人（corporation）設立の届出（2～3枚程度の申請書）を行うだけで開設できる。必要事項は、（1）州内にオフィスをもっていること、（2）週20時間働く雇用者が1人以上いること、（3）学生が25名以上いること、以上3点である。申請料金は25ドルで、更新料は年間25ドルである。学生が州民である必要はない。事務所の規模は自由で、雇用者の条件もない。すべてスタッフでもかまわない。ファカルティであることも求められてはいない。現在は電子申請も可能である。

このようにして、設置された大学は、アクレディテーション団体から適格認定されるまでは、非認定機関（unaccredited institution）として扱われ、通商・消費問題省の管轄におかれる。非認定機関、すなわち非認定高等教育機関は毎年1回報告書を提出しなければならないが、大学の住所、学長、副学長等の氏名といった団体としての状況であり、これらに変更された場合は、報告しなければならない。こうした報告が毎年更新されているかどうかはweb上で公開されている。

すなわち、年1回の報告は組織としてのチェックであり、図書館や教室の設備等、教員の人数、試験方法等の教育にかかる部分のチェックはいっさいない。なお、非認証高等教育機関にかかる規則・州法446E条の対象とはならない教育機関として、304条適用大学（州立ハワイ大学）と305条適用大学（州立ハワイ大学のコミュニティ・カレッジ）、州立のハワイ大学が設置する組織、宗教機関が宗教教育のみを目的にした機関、教育省や不動産委員会が認可した非学位授与機関、前述のアクレディテーション団体から適格認定を受けた大学などがある。（§ 446E-1.6 Exceptions）

2.3 自律性（大学の自治）

大学の構成員に限らずすべての国民は、合衆国憲法修正第1条により、政府による検閲および言論、出版、結社の自由を侵害する政府の行為から保護されている。

大学に特有の「教員の学問の自由」と「学生の学問の自由」は、ヨーロッパから移入された理念であり、伝統的に教員の学問の自由の方が重要視されてきているとされる¹¹。

また、州による学問の自由の尊重に関する規定として、ニューヨーク州の例を引くと、高等教育局規則として「機関は以下のことについて明確な方針を設定、公表、実行しなければならない。

(i) 学問の自由、(ii) フルタイムおよびパートタイムの教員および職員の権利と特権、(iii) 学生の入学、履修、在学、卒業、単位修得、学位ほかの資格の取得要件¹²といったように、高等教育機関が学問の自由に関して明確な政策を持つことを求めている。

¹¹ Metzger, W. P., *Academic Freedom in the Age of the University*, Columbia University Press, 1955, New York, New York

¹² Regulations of the Commissioner of Education, New York, 50.2(e) (3)

なお、1940年にアメリカ大学教授協会 (American Association of University Professors: AAUP) が発表した「学問の自由とテニユア (1940 Statement of Principles on Academic Freedom and Tenure)」は、一団体が公表した宣言であり法的拘束力を持つものではないが、その宣言はその後多くの学協会によって指針の一つとして追認されており、この宣言を含む種々の規範は *AAUP Policy Documents and Reports*, 通称『レッドブック (The Redbook)』として刊行されてもいる。

この専門団体が大学の規範 (professional norm) であると規定する「学問の自由」については、AAUP がこれを最初に発表した1915年時には「教員の教授する自由」と「学生の学ぶ自由」という二つの要素が強調されていた (Kaplin and Lee, 2006)。しかし1940年の宣言時には、「教員による研究およびその結果の公表にかかる自由」、「教員が教室内での授業内容に関連して意見を述べる自由」および「教員が市民として、専門家として、さらに教育機関の一員として発言し執筆する自由」の三つが「学問の自由」の主たる点として位置づけられるようになった (Kaplin and Lee, 2006)。

【コラム】 スウィージー対ニューハンプシャー州裁判 (1957年)¹³

合衆国憲法修正第1条のもと、連邦最高裁判所が下した判例にはスウィージー対ニューハンプシャー州裁判 (1957年) がある。同裁判は、州立大学における授業 (アメリカにおける社会主義の必要を説いたとされる) の内容および近親者の社会運動に関する州司法長官からの質問に答えることを拒否した教員を有罪であるとした州最高裁の判決が合衆国憲法修正第1条に反するとして上告された。連邦最高裁判所はこの判決が憲法修正第14条 (Citizenship and Civil Rights) に反するとして、ニューハンプシャー州の逆転敗訴が決まった。このなかで判事 Frankfurter は、大学における「枢要な四つの自由」として、学問的見地に立って大学が決定すべきものとして以下の各点を挙げている。

- ・ 誰が教えるか
- ・ 何を教えるか
- ・ いかにか教えるか
- ・ 誰を受け入れて教えるか

また、近年は、個々の教育機関内における学問の自由については、ファカルティの学問の自由と「組織の学問の自由 (institutional academic freedom)」との対立や、ファカルティの学問の自由と学生の学問の自由との対立が見られるようになり、こうした専門団体の規範よりも、法的な規範が重視される傾向にあるという。この「組織の学問の自由」とは、1980年代に付加された新たな概念で、大学の自治 (institutional autonomy) ともいいることができる。その内容は、「誰が教えるか」「何を教えるか」「いかにか教えるか」「誰を受け入れて教えるか」の4点から構成されるという (Kaplin and Lee, 2006)。この四つの学問の自由は、コラムで紹介しているスウィージー対ニューハンプシャー州裁判で論じられた点だが、1997年にミシガン大学ロー・スクールの入学者選抜にあたり、アファーマティブ・アクションにより不合格とされた白人学生が起した訴訟をめぐり、2003年の連邦最高裁判所の判決は、入学者の多様性を確保するという大学の方針を合憲

¹³ *Sweezy v New Hampshire*, 354 US 234 (1957), <http://supreme.justia.com/us/354/234/>, 2009/09/23 アクセス

とした¹⁴。これを個人の権利よりも大学の自治が認められたケースとして位置づける意見もある (Kaplin and Lee, 2006)。

さらに、1950年代から60年代にかけて、学問の自由は、言論や集会の自由を認める合衆国憲法修正第1条をめぐる争い (スウィージー対ニューハンプシャー州裁判など) として論じられていたが、近年では、合衆国憲法修正第4条 (捜査の「令状主義」) にかかる問題としても議論されるようになった。自分の意見や研究結果をコンピュータに保存している場合、プライバシーの保護との関連が争われるようになっている (Kaplin and Lee, 2006)。

教学と経営の分離をめぐる問題の一環として、法人が教学に関与する例として顕著なものは営利大学の普遍的カリキュラム編成である。たとえばアメリカ最大級の営利大学であるフェニックス大学の教育内容は個別の教員 (その多くが非常勤) ではなく、経営陣の意向を受けて構成されたカリキュラム委員会によって決定される (Sperling and Tucker, 1997)。ただしフェニックス大学においてもファカルティの「学問の自由」は侵害されていないことになっている。

大学の管理運営のうち、教学に関する最高意思の決定は、伝統的に教育内容については教員が決定することとされている。また、カリキュラム委員会が形成される場合もある。カリキュラム委員会は典型的には教員で構成され、多くの場合学部長ないし評議会によって任命される。

一方、教員人事に関する最高意思決定機関としては、多くの場合教員人事委員会 (Search Committee) が形成される。教員人事委員会は、機関の規模にもよるが典型的には学部長・研究科長によって任命されるか、学部長・研究科長によって任命された人事委員長によって選任される。

2.4 「大学」名称の規制

なんらかの機関の名称として「大学」やそれに類する語を用いることに関する連邦レベルの規制はない。このことが、アメリカにおけるディプロマ・ミルの問題の源泉のひとつにもなっている。2008年の改正により、初めてディプロマ・ミルの定義が高等教育法に書きこまれたが、高等教育法にはディプロマ・ミルの運営を規制する機能はない。ディプロマ・ミルについては後述する。

ただし、州レベルにおいては「大学」という名称に関して明確な規制をかけているところもある。たとえばフロリダ州法には以下のように定められている¹⁵。

- ・州内で活動するすべてのカレッジ (大学) は、州から認可を受けなければならない。
- ・「カレッジ」あるいは「ユニバーシティ」は、15単位以上のジェネラル・エデュケーションの履修を要件とする準学士の学位ないしそれ以上の学位に繋がる相当量の完結したプログラムを提供する中等後教育の組織あるいは大学の単位に繋がる教育を行う中等後教育の組織を指す。「カレッジ」および「ユニバーシティ」は州内で認可された大学の単位を発行する私立の教育機関および州内に存在する大学レベルの単位を発行する州外の機関のセンターないしブランチ・キャンパスを含む。

¹⁴ *Grutter v Bollinger et al*, 539 US 306 (2003) <http://www.law.cornell.edu/supct/html/02-241.ZS.html>, 2009/09/23. ただし同時に最高裁で審議された *Gratz et al. v Bollinger et al.* ではミシガン大学では人文科学部の入学者選抜において少数民族には自動的に20点を付加するアファーマティブ・アクションを採用していたが、こちらは違憲判決がでており、アファーマティブ・アクションにかかるすべての措置が組織の学問の自由とされた訳ではないことに注意したい。 <http://www.law.cornell.edu/supct/html/02-516.ZS.html>, 2009/09/23 アクセス。

¹⁵ Florida Statutes, XLVIII, 1005

- ・「カレッジ」および「ユニバーシティ」の名称を、他のあらゆる文字、数字、言葉と組み合わせることは、上記の規定に適合するカレッジおよびユニバーシティでありかつ下記の各項の一であるものに限定する。

フロリダ州立カレッジ (大学)

フロリダないし州外のカレッジで1970年以降「カレッジ」および「ユニバーシティ」の名称のもとで実際に活動を行っているもの

州教育省高等教育部で別に定めるもの

州法の定める要件に適合する宗教カレッジ

また、オレゴン州行政規則には次のような定めがある¹⁶。

- ・「ユニバーシティ」という語は、学士に加えて大学院学位ないし第一専門職学位を授与することを認可されたスクールあるいは同様に認定された正式なコンソーシアムを構成する組織の専称とする。認定を得ないまま「ユニバーシティ」の語を故意に用いる機関は、そのような行為を違法な商行為と規定する州法に照らして州法務省に通告される。

2.5 第3段階の教育機関（研究機関も含む）と学位授与権

2.5.1 第3段階の教育機関（学位授与権を有さない高等教育機関，研究機関）

連邦高等教育法は「学士の学位を取得する際に減算なく算入される単位を提供する2年以上のプログラム」を提供する機関を高等教育機関と規定していることはすでに指摘した。同じ高等教育法には次の2要件をすべて満たす機関も高等教育機関として規定されている。

Sec.101(a)(3) 学士の学位を授与するための教育プログラムを提供するか、学士の学位を取得する際に減算なく算入される単位を提供する2年以上のプログラムを提供する、ないしはアメリカ合衆国教育省長官が評価認証 (review and approval) した大学院もしくは専門職大学院の学位課程に進学できる学位を授与する。

Sec.101(b)

- (1) (a) のうち (1), (2), (4), (5) の要件を満たしかつ認可された職業領域における就業を目的として1年以上の訓練を提供する学校である。
- (2) あらゆる州における公立ないしは非営利の私立機関であって、(a)(1) の定めに関わらず、通常の学生として、当該機関の存在する州における義務教育を修了する年齢以上の年齢の者を受け入れる機関である。

したがって、職業教育を行う中等後教育機関は高等教育機関の一部として見なされている。

また、学位そのものは授与しないが、アメリカ教育協議会 (American Council on Education : ACE) が運営するカレッジ単位認定換算サービス (College Credit Recommendation Service : CREDIT) は、種々の企業・政府機関における訓練を評価、認定し、高等教育機関が授与する単位に換算して学位の取得に繋げる活動の例として挙げられる。2008年5月現在194機関がこのような訓練を提供する機関として認定されている。とはいえ、個々の学習の成果を自大学の単位として認定・換算するかどうかは当該大学の判断にゆだねられている。

例えば、デルタ航空の社内訓練プログラム Basic Reservation Sales は、学士の教養課程ないし準学士課程の「セールス」あるいは「カスタマーサービス」の単位3単位を認められている。また 中央情報局 (Central Information Agency : CIA) の所内訓練プログラム Project Cost

¹⁶ Oregon Administrative Rules, 583-030-0016

Management は、学士の専門課程の「プロジェクト・マネジメント」、 「コスト・マネジメント」、 「ビジネス経営マネジメント」 の単位 2 単位を認められている。

【コラム】 ディプロマ・ミルと呼ばれかけた連邦の教育機関

連邦立の機関であって、かつ学位を授与しない高等教育機関として USDA Graduate School を挙げることができる。USDA Graduate School とは連邦職員の訓練を目的として農務省の下部に置かれた機関であり、主として短期のコースを提供し修了証を授与する。受講者が学位を取得できるプログラムも提供されているが、それらは外部の大学との共同プログラムであり、学位は大学の名の下に授与される。

USDA Graduate School は農務省管轄の機関ではあるが、連邦政府全体から年間20万人の職員を受け入れている。歳出外資金機関であるが農務省からの予算支出は受けておらず、農学に関するプログラムは提供されていない。USDA Graduate School は学位を出していないため、1923年の設立以来なんらのアクレディテーションも受けてこなかったが、2004年に会計検査院が連邦職員のディプロマ・ミルでの研修、学位取得状況を調査したときに連邦の省の機関であるにもかかわらずディプロマ・ミルとして計上された。それも一因となって2007年に専門アクレディテーション団体である職業教育協議会（the Council on Occupational Education：COE）の適格認定を受けた。なお、USDA Graduate School は数年来農務省からの完全な独立の構想を続けており、2009年2月には US Graduate School と改称し私立の高等教育機関に転換した。

日本の大学評価・学位授与機構に該当するような、非大学・非高等教育機関でありながら、学位授与権を有する機関はない。学習者に通学を課さず学習の評価のみによって学位を授与する機関も大学として設置認可されアクレディテーションも受けている。しかしながら、研究機関が博士課程プログラムを設けて学位授与権を獲得するという新しい動きがでてきている。

生物学分野では世界屈指の博物館であるアメリカ自然史博物館（American Museum of Natural History）は、2006年10月23日にニューヨーク州から比較生物学分野において、博士課程と修士課程の学位授与権が認められ、大学院（The Richard Gilder Graduate School）を開学した¹⁷。このプログラムは、アメリカの博物館として最初に学位授与権を認められたものであり、博物館ボランティアの育成を目指すのではなく、比較生物学研究者の育成を謳っている。さらに、2008年にはニューヨーク州のすべての高等教育機関の適格認定を行っているニューヨーク州大学評議会（the Board of Regents of the State of New York）に認定申請を行ったところである。

3. 学位と学位授与

3.1 学位の定義と種類

学位には、以下のような種類がある。

博士 Doctoral degree

修士 Master's degree

第一専門職学位 First professional degree（MD〈ラテン語 Medicina Doctor 英語 Doctor of Medicine〉や JD〈Juris Doctor〉など）

学士 Bachelor's degree

¹⁷ The Richard Gilder Graduate School, <http://rggs.amnh.org/>, 2009/09/21 アクセス

準学士 Associate degree

学位授与権の認可は原則として州が行う。また州によっては地域ア krediteーションを受け準備があることが州による認可の前提条件であったり (ロード・アイランド州), あるいは州の認可を受けた地域ア krediteーション団体による適格認定が州による認可を代替するもの (モンタナ州) であったりする場合もある。

■ ノースカロライナ州¹⁸

(1) 審査基準

大学院の学位は、学士レベルを超えて、1年もしくはそれ以上の学習から構成される。

① 博士：

- a) 大学院の教員：教授する分野における博士の学位もしくは関連分野の最終学位取得者。
- b) フルタイム換算で3年間以上の修学期間を要し、学士レベルを超えて、独立して研究や作業ができる者。

② 修士：

- a) 大学院の教員：教授する分野における博士の学位もしくは関連分野の最終学位取得者。
- a-1) 第一専門職学位プログラムの教員：それぞれの分野で認知された基準を満たしていること。
- b) 学士レベルを超えて、アーツ & サイエンス (arts and science) もしくは専門職分野で、フルタイム換算で1年以上もしくは2年を超えない範囲のプログラムの修了。

②-1 中間学位 (Intermediate degree)：修士レベルを超えて、ただし博士レベルには達していないプログラムで、少なくとも1年以上のプログラムの修了。

③ 学士：

- a) 四年制機関の教員：学士を授与する四年制機関では、教授する分野で少なくとも修士 (もしくは相当) 以上の学位を有すること。各専攻分野において、少なくとも科目時間の25%は、博士の学位もしくは関連分野の最終学位取得者で地域ア krediteーション団体から認定された大学で学位を取得している者が教えなければならない。
- a-1) 一般教育科目担当教員：学士レベルの一般教育担当教員は、教授する分野で少なくとも博士もしくは修士の学位を有すること。
- b) 全体では最低120セメスター時間もしくは180クォーター時間。通常は学位取得のためにはフルタイムで4学年間の学習が必要。
- c) 大学レベルの一般教育を含み、一般教育は最低限30セメスター時間が必要。人文 / 芸術、社会 / 行動科学、自然科学 / 数学の各分野から少なくとも1科目の履修を含む。明確に規定された専攻分野の学習を含むこと。

④ 準学士：

- a) 二年制機関の教員：準学士を授与する二年制機関では、教授する分野で少なくとも修士 (もしくは相当) 以上の学位を有すること。最低18セメスター時間を修了した修士の学位であること。地域ア krediteーション団体から認定された大学で学位を取得していること。
- a-1) 一般教育科目担当教員：学士レベルの一般教育担当教員は、教授する分野で少なく

¹⁸ この項目に関しては Board of Governors the University of North Carolina, *Rules and Standards for Licensing Nonpublic Institutions to Conduct Post-Secondary Degree Activity in North Carolina*, December 2004, pp.3-16

- とも博士もしくは修士の学位を有すること。
- b) 全体では最低60セメスター時間もしくは90クォーター時間。通常は学位取得のためにはフルタイムで2学年間の学習が必要。
- c) 大学レベルの一般教育を含み、一般教育は最低限15セメスター時間が必要。
- d) 種類は、Associate in Arts (AA), Associate in Science (AS), Associate in Applied Science (AAS) が望ましい。

3.2 学位授与権の認可

先にも述べたように、アメリカでは学位授与権を有することが、社会通念上いわゆる「大学」として存在することの条件とされている。したがってある組織が「大学」として存立するには、「特定の学位を授与する機関」として州の認可を受けることになる。一度州に認可された大学が新たな分野で学位を授与しようとするときや新たなレベルの学位を授与しようとするときには、多くの場合改めて州の認可を得る必要がある。また、すべての州で法的拘束力があるわけではないが、授与する学位の正統性を担保するためには、新たなレベルでの学位の授与は州と同様に地域ア krediteーション団体に申告し、適切と認められなければならない場合もある。

また、ニューヨーク州では、教員個人について、教育課程ごとの教員の資格を定めている。なお、ニューヨーク州はアメリカ国内でも大学の設置認可を厳格に運営している州のひとつとされている。

■ ニューヨーク州¹⁹

大学院学位につながる課程で教える教員は、名誉学位以外の博士ないしそれに相当する最終学位を保持する者でなければならない。それに当たらない場合は特別な能力を有することを示さなければならない。

学士学位につながる課程で教える教員のうち一名は適切な分野での博士の学位を保持するものでなければならない。

【担当授業時間／管理運営への参加】

各教員は、おのおのの責任に応じて、所与の教育上、運営上の義務を果たすほかに、専門的知識を拡大し、教材を作成し、学生を指導し、個別の調査・研究を遂行し、(任用されたばかりの教員の)教育を後見し、機関の管理に参加するほか他の学術的な責任を果たすための充分な²⁰時間を持つことが許されていなければならない。

【専任教員数】

教育課程および教育方針の一貫性と安定性を保つために、機関には充分な²¹数のフルタイムで勤務する教員を置かなければならない。

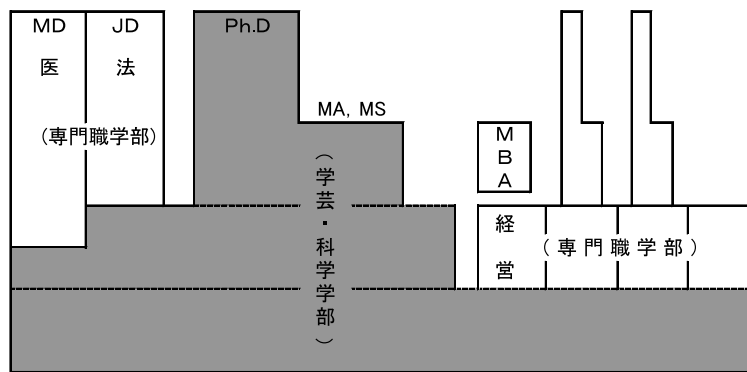
3.3 学位課程における学位授与

アメリカの高等教育機関においては、学位を授与するようにデザインされている課程であるならば、教育課程の修了と学位授与はほぼ不可分である。一般的な学位課程の構造は館(1995)に

¹⁹ Regulations of the Commissioner of Education, New York, 52.2 (b)

²⁰ ここでいう「充分な」とは、州教育省長官が充分と認めるという意である (Regulations of the Commissioner of Education, New York, 50.1 (a))。

²¹ ここでいう「充分な」とは、州教育省長官が充分と認めるという意である (Regulations of the Commissioner of Education, New York, 50.1 (a))。



館(1995)より作成

図2 アメリカの学位課程の構造

抛りながら図2「アメリカの学位課程の構造」に示した。

一般に学士課程では semester 単位換算で120単位の修得が学士の学位 (bachelor's degree) 授与の最低要件とされている。そのうち45~60単位が、ジェネラル・エデュケーションの単位であることが要求されていることが通常である。伝統的なアメリカの四年制大学では、学士課程においてこのジェネラル・エデュケーションの履修をもとにした専攻分野 (major) の学習の修了時に学士の学位が与えられている。学士の学位にも多様性があるが、なかでも多数を占めるのが、主として科学を含む人文的分野を専攻した学生に与えられる bachelor of arts (B.A.) と、主として物理学、理学および職業にかかわる自然科学を専攻した学生に与えられる bachelor of science (B.S.) である。現在アメリカでは、学士の学位が一般的な職業分野での重要な参入要件とみなされている (Maxwell, 2002)。

修士の学位 (master's degree) は、学士の学位を授与されるのに相当する学習のあと1年ないし2年間の上級の学習の修了時に授与される。この学習は、専門化されたコースワークと、最終課題ないし論文の提出あるいは総合的な試験の合格を含んでいる。アメリカでは1850年代後半のミシガン大学での授与を嚆矢とする (Haworth and O'Neil, 2002)。

博士の学位 (doctoral degree) は、アメリカ高等教育の最高の学位であり、独立して研究を遂行できる能力を示すものと認識されている。典型的な博士の学位である哲学博士 (Ph.D.) のほかに、教育学博士 (Ed.D.)、歯学博士 (D.Sc.D.)、建築学博士 (D.Arch.) などが授与されている (Antony, 2002)。

3.4 ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリーの学位授与権

3.4.1 国内の複数大学・高等教育機関による学位の共同授与

共同学位プログラムのような、複数機関が参加した学位プログラムの設定は、高等教育機関が多様化する社会のニーズに対応するうえで、単独の機関では提供できない教育プログラムを複数の機関が共同して提供できることであるとされる (ACE, 2004)。国内の複数大学・高等教育機関による学位の共同授与である共同学位 (Joint Degree) の授与は、州立大学であれば州の高等教育委員会や州立大学システムによる認可が必要な場合が多い。

共同学位の事例として、例えば、Virginia Consortium や MIT と Woods Hole Oceanographic Institution をあげることができる。Virginia Consortium は州立・私立大学をまたがった4大学からなる共同学位プログラムの運営主体である。MIT と Woods Hole Oceanographic Institution (WHOI) のうち WHOI は研究機関であって州に認可された高等教育機関ではない。MIT が共同

学位プログラムを設置するに当たり WHOI は地域アクレディテーション団体であるニューイングランド協会の訪問調査を受け、MIT が WHOI と共同学位プログラムを持つことは地域アクレディテーション団体による認定を受けている。

共同学位プログラムの認可の要件や手続き、そして根拠法令は、いずれも原則として個別機関におけるプログラム新設の際の認可と同じである。

共同学位の種類やレベルは、主として修士、博士課程プログラムであり、学生の学籍のカウントの方法はプログラムによって異なる。教育課程の構成は、主として各参加機関の特性を活かした持ち寄り式カリキュラム編成であり、そもそも座学に秀でた機関と実践教育に秀でた機関との間で新しいプログラムを開設する際に共同学位プログラムが形成されることが多い。

カリフォルニア州の場合は若干特殊な事情がある。カリフォルニア・マスター・プランにより、博士の学位は州立カリフォルニア大学群に属する大学 (University of California : UC) のみが授与することができ、カリフォルニア州立大学群に属する大学 (California State University : CSU) は修士の学位までしか授与することができない。しかし、CSU からの要請を容れて、カリフォルニア州教育省では CSU が UC と共同で博士の学位に繋がるプログラムを開設することを許可している。

履修要件はプログラムにより異なるが、単位修得要件 (取得すべき単位数) 等は原則として通常の、単一の大学が開設するプログラムのカリキュラムと同様である。

学位記には、全参加大学の学長ないし学部長の署名とシール (seal) が掲載され (Virginia Consortium のように加えて学籍管理者が署名するケースもある)、共同学位プログラムであることが明らかに分かるように書かれるべきであると考えられている。たとえばメリーランド州では共同学位の学位記について次のように定めている。

「共同学位プログラムの学生が授与される学位は、双方の機関の名称とシール (seal) がしめされた 1 枚の証書でなければならない」²²

共同学位を質保証という観点からみると、各機関は州に認可され、また機関別アクレディテーションを受けているが、個別のプログラムを集中的に評価するという点から言って「学位の質」に最も強く影響するのは専門アクレディテーションであるといえる (大学評価・学位授与機構学位審査研究部, 2008a ; 2008b)。

3.4.2 国外の大学・高等教育機関との学位の共同授与

アメリカの大学は、海外の大学が共同学位プログラムを運営するカウンターパートとして魅力的な存在であるといつてよい。各高等教育機関は独自の判断で国外の高等教育機関との共同学位プログラムを開設しているが、このような動きは連邦教育省よりも連邦商務省の関心を惹いているようである。特に、中国において、急激に拡大している高等教育需要を吸収するために、国際的な共同学位プログラムを設置しようとする動向を、商務省は貿易上の好機と見ている。実際に、中国からアメリカへの留学生も拡大しているが、留学生全体の約80%は大学院課程の学生であり、大学院課程への留学生の多くは共同学位プログラムを足がかりにアメリカへの留学を果たしている。商務省は、中国人留学生獲得の上でのヨーロッパ、カナダ、オーストラリア諸国の競争力の拡大を懸念しつつ、アメリカの大学は中国においてアメリカの教育を促進するために活動し続けなければならないという立場をとっている²³。

²² Code of Maryland Regulations, 13B.02.03.31.B (1)

²³ 米商務省ウェブサイト Buy America <http://www.buyusa.gov/china/en/education.html>, 2010/02/09 アクセス

3.5 「学位」名称の規制

学位名称の仕様の規制について、事例としてモンタナ州をみると、以下のように定められている²⁴。モンタナ州における規制のあり方は州による規制がアクレディテーション団体による適格認定を補完する形で機能している例であるともいえる。

- (1) いかなる人、企業、連盟、機関であっても、Board (of Regents) による教育課程の適性に関する事前の認可なしに、通常大学によって授与される学位やそれに類する称号を発行してはならない。
- (2) 本条は、Board (of Regents) が州及び合衆国内の他の大学により通常受け入れられていると認めるアクレディテーション団体によって適格認定されている教育機関には、これを適用しない。
- (3) 本条に対する違反は軽犯罪とする。

また、このほかの学位の使用に関する規制の例としては、オレゴン州における事例を見ることができる²⁵。

連邦教育省ないしそれに相当する外国の機関から認可された適格認定を受けて各種の学位を授与しているのではない教育機関から学位を得た者は、当該教育機関に関して適格認定を受けていない事実を明記することなしにそれら学位を有することを公言してはならない。この法に違反があった場合、州学生支援委員会は学位認定局を通じて1,000ドル以下の罰金を科する民事訴訟を提訴する。

アクレディテーション団体による規制例としては、地域アクレディテーション団体の事例として、北中部地域基準協会 (The North Central Association of Colleges and Schools : NCA) の高等教育委員会 (The Higher Learning Commission) の例を見ることにしたい。NCA では「機関に関する総合的な要件」(1987年から約15年間「アクレディテーション基準」と並んで『アクレディテーション概要』に記載) に、「教育プログラム」の要件として、「機関の学位は、プログラムの期間と内容に応じて、高等教育機関の通例に則り、適切な名称をつけられていること。」(NCA, 1987) と明記している。また専門アクレディテーション団体の事例として、工学技術評価認定委員会 (Accreditation Board for Engineering and Technology : ABET) をみると、「アクレディテーションの方針と手続の手引」に、プログラムの名称に関する言及が見られる (ABET, 2005)。

II. B.2. プログラムの名称

「適格認定されたプログラムの名称は、プログラムの内容を適切に示すものであり、かつ卒業生の成績証明書と機関の文書に明示されなければならない。(略) プログラムの名称の選択は教育機関の特権であるが、プログラム名称が増殖することは、実質上同じ内容のプログラムが異なる名称を持つことに繋がり、学生、入学希望者、雇用者など社会に混乱、当惑を来すため好ましくない。」

ここで規制されているプログラムの名称は、最終的には学位の名称に反映される可能性の高いものである、したがって ABET ではこのようにして学位の名称の氾濫を防いでいるともいえる。

3.6 学位の質保証

3.6.1 学位課程の質保証 (アクレディテーション, 評価)

連邦が管轄している軍学校をのぞけば、高等教育機関の設置認可は原則として州が行っており、

²⁴ Montana Code 20-25-107

²⁵ Oregon Revised Statute 348.609

設置認可および設置後のレビューによる質保証が行われている。

これ以外に教育機関が独自に設立して相互にメンバーシップを承認することによって質の維持（あるいは向上）にかかわる役割を担っているアクレディテーション団体は、160年余の歴史を持っている。表4「アメリカのアクレディテーションの種別」に示したように、このうち機関規模では地域アクレディテーション団体と全国アクレディテーション団体が、または専門分野ごとには専門アクレディテーション団体が教育と研究を内容面と環境面から適格認定して学位の質保証につなげている。

アメリカのアクレディテーションの歴史は1847年に、アメリカ医学協会（American Medical Association）が、医師養成課程の専門アクレディテーション団体として設立されたことに始まる。地域アクレディテーション団体として最初に設立されたのはニューイングランド協会でありそれは1885年のことであったが、地域アクレディテーション団体は当初、大学への入学資格に焦点を当てて高等学校のアクレディテーションを主に行っていた（Brittingham, 2009; Harclerod, 1980）。高等教育機関を最初に対象とした地域アクレディテーション団体は1895年創立の北中部協会（NCA）である。現在の地域アクレディテーション団体間の担当州の区分は図3「アメリカ地域アクレディテーション担当地域」に示した。

これらの地域アクレディテーション団体のうち、アメリカ北東部の6州を担当するニューイングランド協会での、高等教育機関の適格認定までのプロセスは図4のようなものである。

会員校の相互認定に基づくアクレディテーションという制度は100年以上の歴史を持っているが、1968年以来、高等教育法に基づいて、連邦は各アクレディテーション団体を学生支援等の目的のために認可している。

表4 アメリカのアクレディテーションの種別

機関アクレディテーション	地域アクレディテーション
	全国アクレディテーション
専門アクレディテーション	(分野別・全国規模)

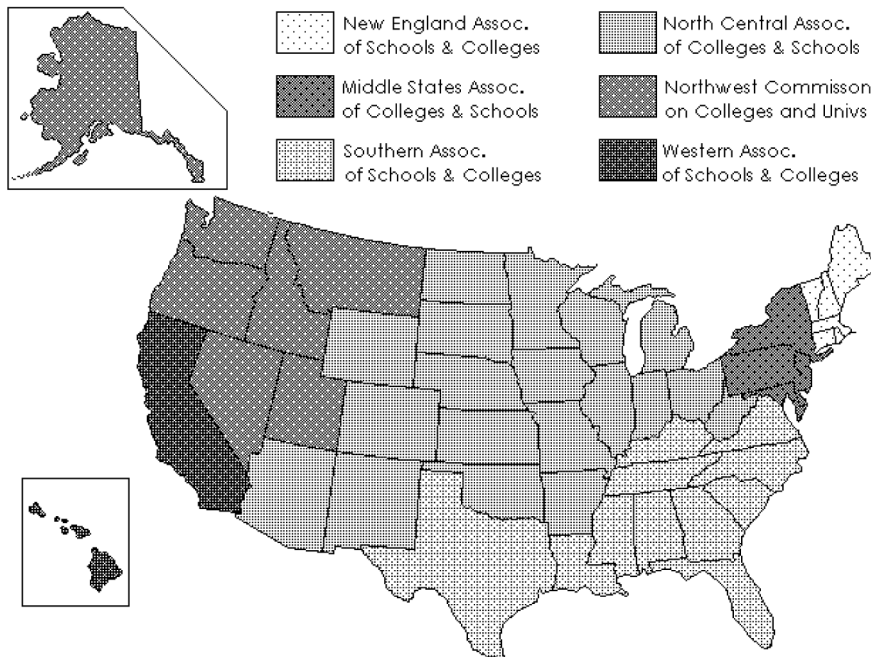


図3 アメリカ地域アクレディテーション担当地域

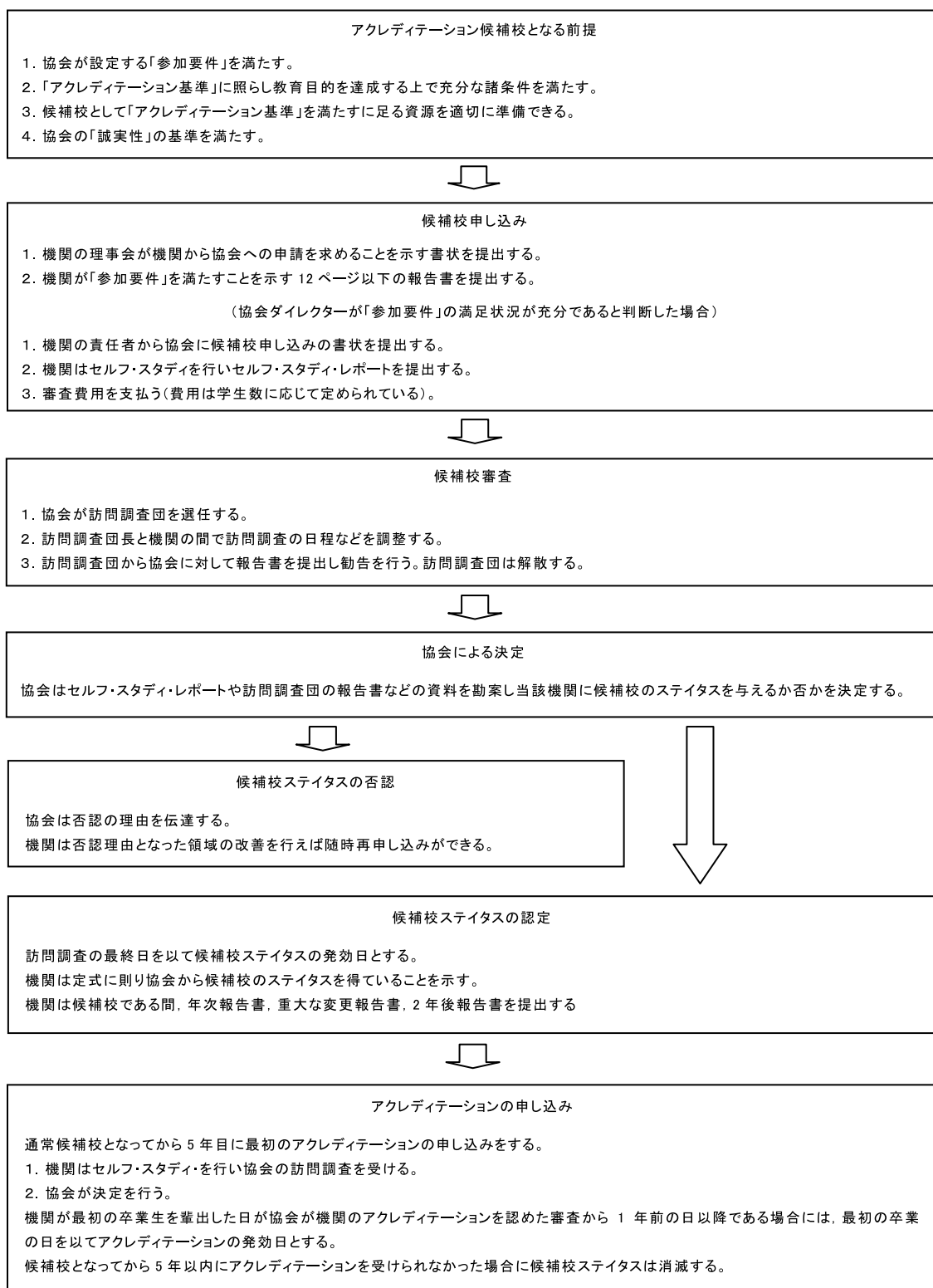


図 4 ニューイングランド協会におけるアカレディテーション手順

しかし実際には、学生支援という目的を越えて、連邦政府によるアカレディテーション団体の認可は、単に連邦奨学金の受給資格の条件としてだけでなく、アカレディテーション団体の信用度の証明としても機能している。ただし、連邦政府による認可を受けていないアカレディテーション団体が必ずしも信用度が低いというわけではない。たとえば工学技術評価認定委員会（ABET）や国際マネジメント教育協会（AACSB）などのいわゆる銘柄アカレディテーション団

体は、その適格認定を受けることが教育課程の卓越性を示すとされているが、連邦政府による認可を受けていない。ただし、これらの二つの専門アクレディテーション団体も、アクレディテーション団体の傘団体である CHEA による認可は受けている。CHEA による認可は連邦奨学金の受給資格を決定する際の法的な有効性の面では連邦教育省による認可のような効力はないが、大学と同様に設置において一元的な管理のないアメリカのアクレディテーション団体の信頼性の保証には大いに有効に働いている。なお、各アクレディテーション団体の認可の状況については資料編に示したⁱⁱⁱ。

また、ブッシュ共和党政権下の2006年に連邦教育省長官からの諮問に応じてスプリングス高等教育将来構想委員会が公表した報告書 *A Test of Leadership: Charting the Future of Higher Education* (いわゆるスプリングス・レポート) においては、高等教育のアカウントビリティを確保するためにアウトカムを重視するということの必要性が説かれている (United States Department of Education, 2006)。それに伴って連邦教育省ではアクレディテーションがアウトカム重視に方針転換することを、アクレディテーション団体を認可する際の条件に盛り込む方向性を示唆している。このような議論の中で、法曹教育のアクレディテーション団体であるアメリカ法曹協会 (American Bar Association: ABA) は2008年にアクレディテーション基準の公的解釈を改正し、修了者の司法試験合格率が75%以上であることをアクレディテーションの要件として明示している (Adams, 2008)。

このように、連邦教育省は非政府機関であるアクレディテーション団体の適格認定結果に高い信頼性を置いている一方、近年ではそれらアクレディテーション団体の基準や認定作業等をめぐって連邦政府が批判することもあり、アクレディテーション・プロセスに関する連邦政府の規制が増加傾向にあるという指摘もある (Kaplin and Lee, 2006)。

3.6.2 ニセ学位 (diploma mill) 対策

ニセ学位問題については、前述したように州レベルでも対策を講じている。2008年の改正で高等教育法に書きこまれたように、一般に十分な教育を行わないか、あるいはまったく教育を行わずに対価を徴収して学位や修了証明書のように社会において見られるものを与える組織でありかつ連邦奨学金受給資格の基準となる連邦教育相に認定されたアクレディテーション団体や、他の省や州およびアクレディテーション団体を認定する組織によって認定されたアクレディテーション団体による適格認定を受けていない組織をディプロマ・ミルあるいはディグリー・ミルと呼ぶ。

連邦によるニセ学位対策は FBI が長年にわたってその責を負ってきた。近年はそのための予算が割かれないのが実情であるという。また2003-4年には会計検査院 (Government Accountability Office) が連邦職員の中でアクレディテーションを受けていない機関4校をピックアップし、それらの機関から学位を得ている者に関する調査を行った。その結果、これらの機関のうち3機関に学生として登録されている人々のうち連邦職員であることが明らかになった者は463人、うちその機関で「学ぶ」にあたって連邦から補助金を受けていた者は64人、そのために支出されていた補助金が約15万ドルであることが明らかになった (United States General Accounting Office, 2004)。

【コラム】 西部開拓期の「ディプロマ・ミル」

いわゆるディプロマ・ミルは、アメリカ史のなかに最近現れたものではない。Collins によれば、19世紀後半にミズーリ州の州都セント・ルイスに存在した American Anthropological University は、通学による学修を一切課さず、試験のみによって学士から博士までの学位を授与する大学として多くの顧客を得ていた。顧客の多くはヨーロッパ在住の、郵送で学位を申し

込み郵送で学位を得た人々であった。Collinsはこの American Anthropological University をミズーリ州草創期の「ディプロマ・ミル」と呼んでいるが、注目すべきは同大学が1875年にセント・ルイス巡回裁判所によって設置を認可されていることである。しかし通学を求めず大量の学位を授与したことから、ヨーロッパ及びアメリカ国内からミズーリ州務長官らへの同大学の信用度に関する問い合わせが激増し、州当局が監査を行った結果この大学は教育の実態のない「ディプロマ・ミル」とであると結論された (Collins, 1928)。

一方各州においては以下のような規制の事例が見られる。

■ ハワイ州

非認定高等教育機関は、州法により (1) 州が授与する資格 (例えば、教員資格や薬剤師資格) の付与を行うことはできない、(2) 医学と法律の学位プログラムを提供できない、(3) 非認定高等教育機関であることをカタログ、宣伝媒体、契約書等に明示しなければならない、(4) 州法 446E 条の規定を満たさない限り、授業料の徴収等をしてはいけない。ディグリー・ミル問題の担当省は、通商・消費者問題省消費者保護室 (Office of Consumer Protection : OCP) である。非認定高等教育機関もここの管轄にある。大学の設置申請は、例えば非営利組織としての届出を同省ビジネス登録局に申請するが、申請後、ただちに OCP へ情報が流され、その団体の状況がチェックされるシステムになっている。もし法的問題があれば、それに対する法的手続きが進められることになる。

現在のハワイでは、問題のある大学を閉鎖するには、裁判所の命令が必要で、裁判命令は大学の閉鎖とウェブの削除を含むものである。しかし、大学の閉鎖といっても、もともと事務所程度のものであれば、むしろ問題はウェブであるが、ウェブの実質的閉鎖は極めて難しい。

確かに大学設置手続きが極めて容易なハワイ州には、このようにディグリー・ミルを生む土壌が強いが、その一方でハワイ州が法的に問題にあるディグリー・ミル機関の追跡にもっとも熱心な州という評価もある。

■ オレゴン州

先にも記したとおり、オレゴン州では、連邦教育省ないしそれに相当する外国の機関から認可された適格認定を受けて各種の学位を授与しているのではない教育機関から学位を得た者は、当該教育機関に関して適格認定を受けていない事実を明記することなしにそれら学位を有することを公言してはならない。この法に違反があった場合、州学生支援委員会は学位認定局を通じて 1,000 ドル以下の罰金を科する民事訴訟を提訴するとされている²⁶。

また、オレゴン州学生支援評議会学位認定部 (Office of Degree Authorization : ODA) では、連邦教育省ないし CHEA によって認可されたア krediteーション団体からア krediteーションを受けることなく「学位」を授与する、いわゆるディグリー・ミルのリストを作成し、公開している²⁷。

■ ミシガン州

ミシガン州では、CHEA に認可されたア krediteーション団体から適格認定を受けていない

²⁶ Oregon Revised Statute 348.609

²⁷ http://www.osac.state.or.us/oda/diploma_mill.html, 2009/12/12 アクセス

大学 (colleges and universities) が授与した学位は、州公務員人事委員会の求める学歴を満たす学歴としては取り扱わないこととされている。なお、2008年の時点ですべての地域アクレディテーション団体は CHEA による認可を受けている (資料 iii 参照)。

以上3州の事例に見られるように、従来ディグリー・ミルの温床とされてきたハワイ州においては、州としてそのような組織の閉鎖命令が出せる仕組みになっており、アメリカ国内においても強硬な対抗手段が執られているとよい。アメリカのほかの州のなかでもディグリー・ミルに対して強い牽制を行っているオレゴン州やミシガン州にあっても、ディグリー・ミルを営業すること自体は違法ではなく、その利用に強い制限をかけるという措置を執っている。これは、ディグリー・ミルという商売それ自体を法的に規制することの困難さにも起因しており、また同時に実体の希薄な事務所 (あるいはウェブベースで実態がほとんどない事務所) を閉鎖させることの困難さにも起因していると考えられる。

また、ここで述べたような、個人に二重学位を与える組織 (ディグリー・ミル) のほかに、教育機関又はそれに類似の機関に対して、対価を取って活動に対する評価の裏付けのないアクレディテーションを与える組織 (アクレディテーション・ミル) もアメリカ国内で活動している。これによって、教育機関が正当なアクレディテーションでないと知らずにそれらの「アクレディテーション」を得てしまうことがありうる。あるいは上記のディプロマ・ミルがこのような組織から「アクレディテーション」を得ることによって高等教育機関としての「もっともらしさ」を増大することが可能になる。ディプロマ・ミル、アクレディテーション・ミルともに、アメリカの高等教育界では学位と適格認定の信頼をゆるがせにする存在でもあり、CHEA や先述のオレゴン州学生支援評議会学位認定部などでも警鐘を鳴らしている。

3.7 学位と職業資格との関係

たとえばハワイ州では、非認定高等教育機関は、州法により (1) 州が授与する資格 (例えば、教員資格や薬剤師資格) の付与を行うことはできない、(2) 医学と法律の学位プログラムを提供できないとされている。

職業資格と学位の関連については、いくつかの事例を取り上げて具体的にみていきたい。

■ 司書 (Librarian) の場合

大学図書館や公共図書館において司書職 (Librarian) に就く場合、アメリカ図書館協会 (The American Library Association : ALA) のアクレディテーション委員会が認証した図書館情報大学院 (プロフェッショナル・スクール) の修士課程プログラムを修了していることが、司書職の条件になっている。現在、アメリカ、カナダやプエルトリコをあわせて62の修士レベルのプログラムが適格認定されている。

ただし、修士課程修了時に日本の教員免許のように証明書の類が発行されるわけではなく、また州や連邦政府による資格試験が別途課されているわけではない。よって、ALA が適格認定していない図書館情報大学院の修士課程修了者、あるいは図書館情報学を学んでいない者も図書館で司書業務に従事することが可能である。

しかし、ALA が適格認定した課程の修了は、実際上免許証に似たかたちで職業資格として運用されている。これは、ほとんどの公共図書館の設置者である地方自治体や州政府が公共図書館で働く司書職を雇用する際の要件として、ALA 認定の修士課程を修了していることを規定しているためである。また大学図書館も公立大学の場合、前述の規定を準用するためである。ノースカロライナ州の場合、私立大学図書館は「ALA 認定の図書館情報大学院において大学院レベルの教育

を修了した者が管理しなければならない」としているほか「チーフ・ライブラリアンは少なくとも図書館情報学を18セメスター時間学び、学士以上の学位を有する」ことと規定されている (Board of Governors the University of North Carolina, 2004)。

■ 作業療法士の場合

アメリカ国内で業として作業療法を行うには州の免許が必要であるが、現在、免許を取得するには専門アクセディテーション団体である、作業療法教育アクセディテーション評議会 (The Accreditation Council for Occupational Therapy Education : ACOTE) に適格認定された学士レベルのプログラムを修了し、その後に全国作業療法認定会議 (The National Board for Certification in Occupational Therapy, Inc : NBCOT) が実施する全国試験に合格して作業療法士の資格を得ることが求められている。2007年からは ACOTE に適格認定された修士レベルのプログラムを修了することが求められるようになる (CHEA, 2005)。

■ 理学療法士 (Physical Therapist) の場合

アメリカ国内で業として理学療法を行うには州の免許が必要である。理学療法学の専門アクセディテーション団体である理学療法教育アクセディテーション委員会 (The Commission on Accreditation in Physical Therapy Education : CAPTE) は、2002年に学士レベルの理学療法学のプログラムを適格認定することを停止した。したがって、CAPTE から適格認定を受けようとする大学はすべて、修士レベル以上のプログラムを提供しなければならないことになっている。現時点では、学士レベルの理学療法学のプログラムを修了した者も、州の理学療法士の免許の試験を受けることができるが、今後は修士の学位取得者が大勢を占めるようになることが見込まれる (CHEA, 2005)。

3.8 学位制度の新動向

本章で述べた準学士—学士—修士—博士および第一専門職学位からなるアメリカの学位の構造に、大きな変化があることは見込めない。現在は、むしろアメリカの学位の構造が、ヨーロッパの高等教育に影響を与えている軌跡を見ることができる。

我が国ではここ数年の新規な動向であった営利大学の出現もまた、アメリカの高等教育においてはもはや新しいことではない。1970年代から大規模展開を始めたアメリカの営利大学は、本章の「1. 高等教育プログラムを提供する機関の概要」の表3で見たように、連邦教育省の統計に一部門を形成するほどまでには拡大と定着を果たしている。

同じく、我が国では比較的新しい営みである ICT を用いた遠隔教育による高等教育も、アメリカにおいてはすでにある程度の定着を見ており新動向とは呼び得ない。本稿では紙幅を割かなかつたが、1980年代なかば頃から、通信衛星やインターネットを用いて主として学士および修士課程の教育が行われるようになっており、そのための法整備も既に進んでいる。

また、「3.6 学位の質保証」の部で触れた、ブッシュ政権下の「スペリングス・レポート」の答申に至るまでの議論では、国立アクセディテーション機構の設置や、学士課程の卒業試験などが提案されたが、2008年の高等教育法の改正には盛り込まれなかった。また既に述べたように「スペリングス・レポート」では高等教育における学生のラーニング・アウトカムズを比較可能な形で呈示するようアクセディテーション基準を変えることが提言されたが、結局2008年の高等教育法改正時にはその趣旨も盛り込まれなかった。ただし、スペリングス・レポートが提唱したラーニング・アウトカムズ重視の政策は決してこのスペリングス高等教育将来構想委員会が独自

に発想したのではなく、諮問当時の高等教育界全体に、定量的なアウトカムズの提示を求める気運が高まっていたことを具体的に述べる形で答申がなされたのであると考えることができる。したがって、「スペリングス・レポート」の意図は達成されなかったが、具体的な形でのラーニング・アウトカムズの提示は、民主党政権に転換した後も、学生の親、雇用者、政府および学生本人たちといった高等教育のステイクホルダーから高等教育機関へ向けて要請され続けることが予想される。

これらの要請に応えるための仕掛けとして、従来のインスティテューショナル・リサーチ (IR) を通じた学生の自己認識や生活態度などの変化に関する調査を活用することが求められている。また、これとは別に、専門分野別および測定照準別の標準化テストを活用することを主張する人々もいる (Education Testing Service, 2007)。標準化テストの導入については、アメリカで開発されたテストを基に OECD が学生のラーニング・アウトカムズを計測する国際的な統一テスト (Assessment of Higher Education Learning Outcomes) の可能性を検証する事業に乗り出していることもあり、先行例であるアメリカにおける分野別統一テストの利用状況は注視する必要があるかもしれない。

参考文献

- 大学評価・学位授与機構学位審査研究部 (2008a) 『諸外国における共同学位に関する調査研究報告書』, 大学評価・学位授与機構
- 大学評価・学位授与機構学位審査研究部 (2008b) 『共同学位に関する講演会』, 大学評価・学位授与機構
- 館 昭 (1995) 『現代学校論—アメリカ高等教育のメカニズム』, 放送大学教育振興会
- ABET, Accreditation Board for Engineering and Technology (2005) *Accreditation Policy and Procedure Manual, Effective for Evaluations during 2005-2006 Accreditation Cycle*, ABET, Baltimore, MD
- ACE, American Council on Education (2004) *Cooperating to Compete: A Campus Leaders' Guide to Developing Curricular Partnerships and Joint programs*, ACE, Washington DC
- Adams, E. (2008) "ABA Approves Bar Pass Standards for Accreditation", *ABA Journal Law News Now*, 2008/2/11. http://www.abajournal.com/news/aba_approves_bar_pass_standards/, 2009/09/23. 適格認定基準は <http://www.abanet.org/legaled/standards/standards.html>, 2009/09/23 アクセス
- Antony, J.S. (2002) "Doctoral Degree", Forest and Kinser eds., *Higher Education in the United States: An Encyclopedia*, ABC-CLIO, Santa Barbara, CA
- Board of Governors the University of North Carolina (2004) *Rules and Standards for Licensing Nonpublic Institutions to Conduct Post-Secondary Degree Activity in North Carolina*, December 2004, pp.10-13, Chapel Hill, NC
- Brittingham, B. (2009) "Accreditation in the United States: How Did We Get to Where We Are?", O'Brien ed., *Accreditation: Assuring and Enhancing Quality*, New Direction for Higher Education No. 145, Spring 2009., pp. 7-27, Jossey-Bass, San Francisco, CA
- CHEA, Council for Higher Education Accreditation (2005) *The CHEA Chronicle*, Vol.7, No.1, November, 2005. Washington DC.
<http://www.chea.org/Chronicle/vol7/ChronVol7Num1.pdf> 2009/12/12 アクセス

- Collins, E. A. (1928) "Exposition of an Early Diploma Mill", *The Missouri Historical Review*, Vol. 22, No. 4 pp.446-448, Columbia, MS
- Harclerod, F. F. (1980) *Accreditation: History, Process and Problems*, AAHE-ERIC/ Higher Education Research Report, No.6, 1980. Washington, DC
- Haworth, J. G. and O'Neil, K. (2002) "Master's Degree", Forest and Kinser eds., *ibid.*
- Kaplin, W.A. and Lee, B.A. (2006) "7.1.3 Professional versus legal concepts of academic freedom," *The Law of Higher Education; A Comprehensive Guide to Legal Implications of Administrative Decision Making*, Fourth edition, Jossey-Bass, San Francisco, CA
- Maxwell, K. E. (2002) "Bachelor's Degree" Forest and Kinser eds., *ibid.*
- NCA, North Central Association of Colleges and Schools (1987) *Accreditation of Higher Education Institutions: An Overview*, Chicago, IL
- Thelin, J. R. (2004) *A History of American Higher Education*, The Johns Hopkins University Press, Baltimore, MD
- Sperling, J. and Tucker, R.W. (1997) *For-Profit Higher Education: Developing a World-Class Workforce*, Transaction Publishers, New Brunswick, NJ
- United States Department of Education (2006) *A Test of Leadership: Charting the Future of Higher Education*, Washington DC
- United States General Accounting Office (2004) *Testimony, Diploma Mills*, May 11, Washington DC

アメリカの高等教育関係資料

Chapter 116. Higher Education. Article 1. The University of North Carolina. Part 1. General Provisions. § 116-1. Purpose.ⁱ

- (a) In order to foster the development of a well planned and coordinated system of higher education, to improve the quality of education, to extend its benefits and to encourage an economical use of the State's resources, the University of North Carolina is hereby redefined in accordance with the provisions of this Article.
- (b) The University of North Carolina is a public, multicampus university dedicated to the service of North Carolina and its people. It encompasses the 16 diverse constituent institutions and other educational, research, and public service organizations. Each shares in the overall mission of the university. That mission is to discover, create, transmit, and apply knowledge to address the needs of individuals and society. This mission is accomplished through instruction, which communicates the knowledge and values and imparts the skills necessary for individuals to lead responsible, productive, and personally satisfying lives; through research, scholarship, and creative activities, which advance knowledge and enhance the educational process; and through public service, which contributes to the solution of societal problems and enriches the quality of life in the State. In the fulfillment of this mission, the university shall seek an efficient use of available resources to ensure the highest quality in its service to the citizens of the State.

Teaching and learning constitute the primary service that the university renders to society. Teaching, or instruction, is the primary responsibility of each of the constituent institutions. The relative importance of research and public service, which enhance teaching and learning, varies among the constituent institutions, depending on their overall missions. (1971, c. 1244, s. 1; 1995, c. 507, s. 15.17.)

TITLE I—GENERAL PROVISIONS SEC. 101. REVISION OF TITLE Iⁱⁱ

- (a) GENERAL PROVISIONS- Title I (20 U.S.C. 1001 et seq.) is amended to read as follows:

ˆTITLE I—GENERAL PROVISIONS

ˆPART A—DEFINITIONS

ˆSEC. 101. GENERAL DEFINITION OF INSTITUTION OF HIGHER EDUCATION.

- ˆ(a) INSTITUTION OF HIGHER EDUCATION- For purposes of this Act, other than title IV, the term `institution of higher education' means an educational institution in any State that—
 - ˆ(1) admits as regular students only persons having a certificate of graduation from a school providing secondary education, or the recognized equivalent of such a certificate;
 - ˆ(2) is legally authorized within such State to provide a program of education beyond secondary education;
 - ˆ(3) provides an educational program for which the institution awards a bachelor's degree or provides not less than a 2-year program that is acceptable for full credit toward such a degree;

ⁱ ノースカロライナ州法North Carolina General Statutes: GS Chapter 116-1

ⁱⁱ 1965年高等教育法の1998年修正における第1編 (title I) “1998 Amendments to the Higher Education Act of 1965, Public Law105-244”, <http://www.ed.gov/policy/highered/leg/hea98/sec101.html>, 2009/09/21アクセス

- `(4) is a public or other nonprofit institution; and
 - `(5) is accredited by a nationally recognized accrediting agency or association, or if not so accredited, is an institution that has been granted preaccreditation status by such an agency or association that has been recognized by the Secretary for the granting of preaccreditation status, and the Secretary has determined that there is satisfactory assurance that the institution will meet the accreditation standards of such an agency or association within a reasonable time.
- `(b) ADDITIONAL INSTITUTIONS INCLUDED- For purposes of this Act, other than title IV, the term 'institution of higher education' also includes-
- `(1) any school that provides not less than a 1-year program of training to prepare students for gainful employment in a recognized occupation and that meets the provision of paragraphs (1), (2), (4), and (5) of subsection (a); and
 - `(2) a public or nonprofit private educational institution in any State that, in lieu of the requirement in subsection (a) (1), admits as regular students persons who are beyond the age of compulsory school attendance in the State in which the institution is located.
- `(c) LIST OF ACCREDITING AGENCIES- For purposes of this section and section 102, the Secretary shall publish a list of nationally recognized accrediting agencies or associations that the Secretary determines, pursuant to subpart 2 of part H of title IV, to be reliable authority as to the quality of the education or training offered.

TITLE I—GENERAL PROVISIONS

SEC. 101. GENERAL DEFINITION OF INSTITUTION OF HIGHER EDUCATION.

- (a) AMENDMENTS.—Section 101 (20 U.S.C. 1001) is amended-
- (1) in subsection (a)-
 - (A) in paragraph (1), by inserting before the semicolon the following: “, or persons who meet the requirements of section 484 (d) (3)” ; and
 - (B) in paragraph (3), by inserting “, or awards a degree that is acceptable for admission to a graduate or professional degree program, subject to review and approval by the Secretary” after “such a degree” ; and
 - (2) by striking paragraph (2) of subsection (b) and inserting the following:
 - “(2) a public or nonprofit private educational institution in any State that, in lieu of the requirement in subsection (a) (1), admits as regular students individuals-
 - “(A) who are beyond the age of compulsory school attendance in the State in which the institution is located; or
 - “(B) who will be dually or concurrently enrolled in the institution and a secondary school.”.
- (b) EFFECTIVE DATE.—The amendments made by this section shall take effect on July 1, 2010.

“Higher Education Act of 1965, Public Law 89-329”

PART G—GENERAL PROVISIONS RELATING TO STUDENT ASSISTANCE PROGRAMS

SEC. 484. §20 U.S.C. 1091À STUDENT ELIGIBILITY.

- (d) STUDENTS WHO ARE NOT HIGH SCHOOL GRADUATES.—In order for a student who does not have a certificate of graduation from a school providing secondary education, or the recognized equivalent of such certificate, to be eligible for any assistance under subparts 1, 3, and 4 of part A and parts B, C, D, and E of this title, the student shall meet one of the following standards:
- (1) The student shall take an independently administered examination and shall achieve a score, specified by the Secretary, demonstrating that such student can benefit from the education or training being offered. Such examination shall be approved by the Secretary on the basis of compliance with such standards for development, administration, and scoring as the Secretary may prescribe in regulations.
 - (2) The student shall be determined as having the ability to benefit from the education or training in accordance with such process as the State shall prescribe. Any such process described or approved by a State for the purposes of this section shall be effective 6 months after the date of submission to the Secretary unless the Secretary disapproves such process. In determining whether to approve or disapprove such process, the Secretary shall take into account the effectiveness of such process in enabling students without high school diplomas or the equivalent thereof to benefit from the instruction offered by institutions utilizing such process, and shall also take into account the cultural diversity, economic circumstances, and educational preparation of the populations served by the institutions.
 - (3) The student has completed a secondary school education in a home school setting that is treated as a home school or private school under State law.

iii 各アクレディテーション団体の認可状況

iii-1 地域アクレディテーション団体認可概況 (2008年)

地域アクレディテーション団体	#	CHEA	DE
Middle States Association of Colleges and Schools Middle States Commission on Higher Education	518	●	●
New England Association of Schools and Colleges Commission on Institutions of Higher Education	233	●	●
New England Association of Schools and Colleges Commission on Technical and Career Institutions	5	●★	●
North Central Association of Colleges and Schools The Higher Learning Commission	1005	●	●
Northwest Commission on Colleges and Universities	154	●	●
Southern Association of Colleges and Schools Commission on Colleges	791	●	●
Western Association of Schools and Colleges Accrediting Commission for Community and Junior Colleges	137	●	●
Western Association of Schools and Colleges Accrediting Commission for Senior Colleges and Universities	156	●	●

#…適格認定機関数 (アメリカ国内)

CHEA…Council for Higher Education Accreditation認可のアクレディテーション団体

DE…連邦教育省認可のアクレディテーション団体

★…2009年には認可なし

iii-2 全国アクレディテーション団体認可概況 (2008年)

専門アクレディテーション団体	#	CHEA	DE
Association of Advanced Rabbinical and Talmudic Schools	66	●	●
Association for Biblical Higher Edu.	97	●	●
Accrediting Bureau of Health Edu. Schools	263	—	●
Accrediting Council for Continuing Edu. and Training	246	—	●
Accrediting Commission of Career Schools and Colleges of Technology	769	—	●
Accrediting Council for Independent Colleges and Schools	649	●	●
Association of Theological Schools in the United States and Canada	232	●	●
Council on Occupational Edu.	382	—	●
Distance Edu. and Training Council	85	●	●
Nat'l Accrediting Commission of Cosmetology Arts and Sciences	1126	—	●
Transnational Association of Christian Colleges and Schools	46	●	●

#…適格認定プログラム数 (アメリカ国内)

CHEA…Council for Higher Education Accreditation認可のアクレディテーション団体

DE…連邦教育省認可のアクレディテーション団体

iii-3 専門アクレディテーション団体認可概況 (2008年)

専門アクレディテーション団体	#	CHEA	DE	専門アクレディテーション団体	#	CHEA	DE
The Assoc. to Advance Collegiate Schools of Business	555	●	*	Comm. on Collegiate Nursing Edu.	796	●	●
Accreditation Board for Engineering & Technology	2880	●	*	Comm. on English Language Program Accreditation	56	-	●
Accreditation Comm. for Acupuncture & Oriental Medicine	72	-	●	Comm. on Massage Therapy Accreditation	68	-	●
Accreditation Comm. for Midwifery Edu.	39	-	●	Comm. on Opticianry Accreditation	22	-	*
Accreditation Council for Pharmacy Edu.	106	●	●	Council for Accreditation of Counseling & Related Educational Programs	513	●	-
Accreditation Review Comm. on Edu. for the Physician Assistant	139	●	-	Council for Interior Design Accreditation	162	●	*
Accrediting Council on Edu. in Journalism & Mass Communications	110	●	*	Council on Chiropractic Edu.	15	●	●
American Academy for Liberal Edu.	21	-	●	Council on Edu. for Public Health	109	-	●
American Assoc. for Marriage & Family Therapy	107	●	●	Council on Naturopathic Medical Edu.	7	-	●
American Assoc. of Family & Consumer Sciences Council for Accreditation	53	●	-	Council on Rehabilitation Edu.	101	●	*
American Assoc. of Nurse Anesthetists	106	●	●	Council on Social Work Edu.	645	●	*
American Bar Assoc.	198	-	●	Joint Review Committee on Educational Programs in Nuclear Medicine Technology	99	●	●
American Board of Funeral Service Edu.	58	●	●	Joint Review Committee on Edu. Programs in Radiologic Technology	710	●	●
American Council for Construction Edu.	72	●	*	Liaison Committee on Medical Education	142	-	●
American Culinary Federation Foundation	330	●	*	Midwifery Edu. Accreditation Council	10	-	●
American Dental Assoc.	1356	-	●	Montessori Accreditation Council for Teacher Edu.	105	-	●
American Dietetic Assoc.	585	●	●	Nat'l Accrediting Agency for Clinical Laboratory Sciences	539	●	*
American Library Assoc.	62	●	*	Nat'l Architectural Accrediting Board	140	-	*
American Occupational Therapy Assoc.	273	●	●	Nat'l Assoc. of Industrial Technology	315	●	*
American Optometric Assoc.	24	●	●	Nat'l Assoc. of Nurse Practitioners in Women's Health	1	-	●
American Osteopathic Assoc.	25	*	●	Nat'l Assoc. of Schools of Art & Design	276	●	●
American Physical Therapy Assoc.	444	●	●	Nat'l Assoc. of Schools of Dance	64	●	●
American Podiatric Medical Assoc.	8	●	●	Nat'l Assoc. of Schools of Music	617	●	●
American Psychological Assoc.	377	●	●	Nat'l Assoc. of Schools of Public Affairs & Administration	161	●	-
American Society for Microbiology	12	-	*	Nat'l Assoc. of Schools of Theatre	155	●	●
American Society of Landscape Architects	80	●	*	Nat'l Council for Accreditation of Teacher Edu.	642	●	●
American Speech - Language - Hearing Assoc.	317	●	●	Nat'l Environmental Health Science and Protection Accreditation Council	37	-	*
American Veterinary Medical Assoc.	40	●	●	Nat'l League for Nursing	1181	●	●
Assoc. for Clinical Pastoral Edu.	293	-	●	Nat'l Recreation & Park Assoc.	89	●	-
Assoc. of Collegiate Business Schools & Programs	423	●	*	Planning Accreditation Board	71	●	-
Aviation Accreditation Board International	80	●	-	Society of American Foresters	54	●	*
Comm. on Accreditation of Allied Health Edu. Programs	2143	●	*	Teacher Edu. Accreditation Council	58	●	●
Comm. on Accreditation of Healthcare Management Edu.	72	●	●	U.S. Conference of Catholic Bishops	33	-	*

#…適格認定プログラム数 (アメリカ国内)

CHEA…Council for Higher Education Accreditation認可のアクレディテーション団体

DE…連邦教育省認可のアクレディテーション団体 *…かつて認可していたが2008年7月時点で認可がない